

京都大学法学部規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二十九号)

京都大学法学部規程(昭和二十四年達示第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一章 入学

第一条第一項中「教授会」を「法学部教授会(以下「教授会」という。)」に改める。
第二章 科目

第十八条を第二十条とし、第十五条から第十七条までを二条ずつ繰り下げる。

六の章名を次のように改める。

第六 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第十四条第二項中「九十二単位」を「八十四単位」に、「百三十八単位」を「百三十単位」に改め、同条第三項中「九十二単位は、演習四単位」を「八十四単位は、専門科目規程に定める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から六単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から六単位のほか、演習二単位」に、「八単位」を「四単位」に、「九十二単位」を「八十四単位」に、「百三十八単位」を「百三十単位」に改め、同条第四項第一号中「第五条、第六条及び第七条」を「第六条から第八条まで」に改め、同項第二号中「第七条の二」を「第九条」に改め、同条第五項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条第六項中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「教官」を「教員」に、「事情ある」を「事情がある」に改め、同条を第十五条とする。
第十二条を第十四条とする。

第十一条中「履修した科目につき」を「履修登録をした科目について」に、「なした」を「した」に、「本学」を「京都大学」に、「受けない者は、試験」を「受けなかつた者は、当該年度の試験」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

2 前項の申出をした者であつて、疾病その他のやむを得ない事情により受験することができなかったものに対して、追試験を行う。

第十条第一項中「毎学年一回」を「毎学年」に、「学期末」を「学年末又は学期末」に、「事情ある」を「事情がある」に改め、同条を第十二条とする。

第五章 試験

第九条中「又は」を「若しくは」に、「志望する者」を「志望する者又は本学部の学生であつて他学部若しくは他大学に転学を志望する者」に改め、同条を第十一条とする。

四の章名を次のように改める。

第四 転学

第八条を第十条とする。

三の章名を次のように改める。

第三 修学及び在学

第七条の二を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「学年の初め」を「学年」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 専門科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。

2 卒業の要件として修得すべき専門科目の単位数に関し、一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、専門科目規程の定めるところによる。

附則

1 この規程は、平成十六年七月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

2 改正後の第五条並びに第十六条第二項及び第三項の規定は、平成十六年四月一日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

3 平成十五年度以前に入学した者に対する第十三条第二項の規定の適用については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、履修登録を要しないものとする。